

# 歳入と歳出の区別と関連性

笹川紀勝

歳入と歳出の区別と関連について、以下憲法論と行政法論の両面から考察する。<sup>(1)</sup>

## I

日本の憲法史で、国民の納税義務を規定するのは明治憲法21条と日本国憲法30条である。以下代表的な見解を紹介する。

〈1〉 明治憲法21条は「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ納税ノ義務ヲ有ス」という。この条文の意味を考えると、美濃部達吉<sup>(2)</sup>が義務と権利について述べるところは参考になる。すなわち美濃部は、国家に対する国民の「義務ノ主体」としての地位と「権利主体」としての地位に分け、前者に由来する義務を「公義務」、後者に由来する権利を「公権」と呼んでいる<sup>(3)</sup>。そして公権を三権に分け、それは「自由権、受益権及参政権」だという<sup>(4)</sup>。こうした美濃部の「国民ノ権利義務」の考え方は明らかにイエリネック<sup>(5)</sup>の影響を受けている。イエリネックは国民の国家に対する受動的地位(*passiver Status, status subiectionis*)の特徴を「自己決定と人格の排除」に見出し、まさにかかるものとして「国家への服従」と「個人的義務」をとらえる。それゆえに彼は、義務を負う国民を「国家的行政の対象」として規定する。それに反して、個人的人格が目覚め、個人的活動が前提されるものとして国民の国家に対する消極的地位(*negativer Status, status libertatis*)、積極的地位(*positiver Status, status civitatis*)、能動的地位(*aktiver Status*)を区別し、これらの地位

に対応するものとして自由権、受益権、参政権をとらえる。したがって、彼は、国家に対する義務と権利を截然と区別し混同も関連性も認めようとしなない。かかる義務と権利の区別は美濃部にも見い出される。

美濃部は公義務の一つとして納税義務を説明する。すなわち、公義務は国民の「服従義務」、国家統治権への服従義務である。それは「国家ノ命令ニ服従シ及其強制ヲ受忍スル義務」であり、かかる性格を持つのが納税義務である<sup>(6)</sup>。このような公義務は、「法律ノ定ムル所ニ依ルヲ原則ト為ス」<sup>(7)</sup>ものであり、その主張は、「是レ法治主義ノ当然ノ要求」<sup>(8)</sup>である。すなわち

「近代立憲国ノ憲法ハ国家ノ権力ニ依リ国民ニ新ナル義務ヲ課スルコトヲ立法権ニ専属スル権力ト為シ、行政権及司法権ハ唯法律ノ定ムル所ニ従テノミ国民ニ命令シ強制シ得ベキモノト為ス。」

美濃部の上の主張は法治主義すなわち講学上の法規概念の主張に他ならない。明治憲法21条は「法律ノ定ムル所ニ従」って国民に納税義務を課して、国民は納税義務が法律に根拠を有する限り、その内容にかかわらず服従しなければならないわけである。

また美濃部<sup>(9)</sup>は、納税義務の内容にかかわる租税の性質について次のように言う<sup>(10)</sup>。

「租税トハ国家又ハ地方団体ガ収入ノ目的ヲ以テ其統治権ニ基キ報償トシテニ非ズシテ一般人民ヨリ均等ニ徴収スル金銭又ハ金銭的価格ニ於テノ給付ヲ謂フ。」

つまり租税は、国家統治権が収入目的をもって一般人民に金銭的給付義務を課し、その義務履行の結果である。したがって一般人民は国家統治権の行使の対象としてのみ位置付けられている。

〈2〉 日本国憲法30条は「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」という。田中二郎<sup>(11)</sup>は憲法30条の納税義務の規定の意義として、「租税法律主義の原則及び永久租税主義の原則」<sup>(12)</sup>を指摘する。これは、日本国憲法30条の納税義務の永久的存続を前提して法治主義を

強調するものに他ならない。

次に田中が租税について述べるところに注目してみよう。<sup>63</sup>

「租税とは、国又は地方公共団体が、特別の給付に対する反対給付としてでなく、その経費に充てるための財力調達を目的をもって、その課税権に基き、法律(又はこれに基く条例)の定める課税要件に該当するすべての者に、一般的標準により、賦課する金銭的給付である。」

田中の上の主張は、租税が国家等の「経費に充てるための財力調達の目的」を持つことと、その目的実現のために統治権すなわち「課税権に基いて課する権力的課徴金<sup>64</sup>」であることをいう。つまり田中は、美濃部に見られた国家財政に対する国民の服従受忍義務を肯定し、法治主義に基づく法規概念の侵害行政のとらえ方において共通する。しかし、田中は、租税徴収の侵害行政が「経費に充てるための財力調達を目的とする」という側面を強調指摘する。そしてそこから処罰収入である罰金や料料と一般経費に充てることを目的とする租税とを区別する。<sup>65</sup> それに対して美濃部「行政法提要・下」はどうであろうか。

美濃部はたしかに租税の性質が「収入ヲ目的トス<sup>66</sup>」るものだという。そのような観点から、保護関税等のように「時トシテハ収入ヲ得ルト同時ニ国内ノ産業ヲ保護シ又ハ社会政策ノ目的ヲ達スルコトモ租税政策ノ重要ナル一部ヲ為スコトアリ……ト雖モ、此等ハ唯立法ノ背後ニ匿レタル政策ノ問題タルニ止マリ、法律ノ表面ニ見ハルル目的ニ非ズ」と断定する。こうして美濃部は形式的法律の文面に注目する。したがって次のような主張をする。

「租税ニ関スル立法ノ動機ガ何レニ在リトスルモ、其ノ直接ノ目的トスル所ハ常ニ収入ニ在リ、而シテ法律上ノ見地ニ於テハ唯其ノ直接ノ目的ノミガ行為ノ性質ヲ定ムルノ標準トナルベキモノナリ。」<sup>67</sup>

こうして見れば、美濃部は租税法の性格規定を、たしかに「立法ノ動機」でなくて、形式的法の文面に基づく「収入」にあると考えている。しかしながら彼は、かかる「収入」が何の目的をも有しないとはいって

いないのである。すなわち租税の性格規定を形式的法の文面を越えたものから述べてもいるからである。すなわち、

「物品ヲ以テ給付セシムル場合ト雖モ、物品其ノ物ヲ要求スルニ非ズシテ其ノ金銭の価格ニ於テ国ノ収入トシテ一般費用ニ充ツル為ニ徴収スルモノハ尙租税タルコトヲ妨ゲズ。」<sup>18</sup>

「例ヘバ所謂保護関税ハ国内ノ産業ヲ保護スルガ為ニ設ケラルト雖モ、是レ唯其ノ経済的ノ性質タルニ止マリ、其ノ法律上ノ性質ニ於テハ専ラ国ノ収入トシテ其ノ一般経費ニ充テラルルモノニシテ云々。」<sup>19</sup>

美濃部は租税とは「一般費用ニ充ツル為ニ徴収スルモノ」という時、明らかに租税の目的を政策立法的な個別の動機と区別して、国家の一般的費用支弁目的から考えている。もしもこのように美濃部を理解できるなら、美濃部は「収入ヲ目的トス」の形式的法的な文面と共に、租税法の根本目的を概括的に肯定しているといわなければならない。したがって、美濃部も田中も租税徴収の侵害行政が法治主義的に形式的に制約されるだけでなく、法の根本目的に実質的に制約されていることを承認しているといわなければならない。

## II

以上美濃部と田中の納税義務の説明を比較検討したところ、両者の説明に根本的な相違があるだろうか。筆者には両者は同じに思われる。しかし納税義務を規定する明治憲法と日本国憲法は、互にそのよって立つ憲法原理を異にしているのではないのか、そしてかかる憲法原理の転換は美濃部と田中の各々の納税義務の説明に反映しなくてよいものだろうか。ほんとうに、憲法は変われど行政法は変わらずとあってよいだろうか。

明治憲法は天皇主権を、日本国憲法は国民主権をその憲法原理としている。したがって両者間に憲法原理の転換が起きたのである。そうすると、両憲法に共通する文言あるいは類似の文言も、憲法原理の転換に伴

ってその意味内容に変化があったと解釈されなければならない。かかる憲法解釈方法論は、西ドイツ・ボン基本法の下で有力である。例えば、ボン基本法140条は、ワイマール憲法136, 137, 138, 139, 141条(これらは国家と教会の関係にかかわる規定である)をそのまま継受している。したがって、旧憲法規定が新憲法規定に組み込まれている。旧憲法規定の解釈が問題になったとき、戦後西ドイツ憲法学界の指導的地位を担ったスメント<sup>98</sup>は、旧憲法規定のワイマール憲法において占めていた統一的な性格が、それから切り離されて、ボン基本法の下で統一的に解釈されるべく「構造変化」(Strukturwandel)を被っているといい、またスメント学派を今日代表し、連邦憲法裁判所裁判官でもあるヘッセ<sup>99</sup>は、表題通り「意味変遷」をもってスメントの主張を支持している。こうした視点は、類似の明治憲法と日本国憲法の納税義務規定の相違をも逆に意識させてくれる。以下この視点をもって憲法原理の転換を検討してみよう。

〈1〉 明治憲法と日本国憲法の間には天皇主権から国民主権への転換、そして与えられた権利から自然権への転換がある。これらの転換をもとにして両憲法の納税義務の内容変化がとらえられるべきである。

美濃部はイエリネックにならって、公義務を担う国民と公権を担う国民とを截然と区別していたが、日本国憲法の下ではそのようなことはもはやできない。納税義務を担う国民は同時に今では自然権的所有権の担い手であり、しかも国民主権者の一人でもある。したがって国民はもっぱら国家の定めた法律に服従受忍義務を負う存在ではない。国民は自然権を保持する主権者の一人として、「自身で(par eux-mêmes)またはその代表者により公の租税の必要性(la nécessité de la contribution publique)を確認し、これを自由に承諾し、その用途を追求し、かつその数額、基礎、徴収および存続期間を規定する権利」(フランス人権宣言14条)を有する。このフランス人権宣言規定は、いわゆる代表なければ課税なしという間接民主制と共に、市民が「自身で」課税に関する権利を有するという直接民主制の傾向も反映しているのは見落されてはならない。この

人権宣言規定は、「公の租税の必要性」を肯定していることからして、決して納税義務を否定しているわけでない。むしろ、かかる必要性を承諾しながら、その上で、市民は「代表者により」租税の使途を追求する権利等を行使するだけでなく、「自身で」も行使するというのである。こうした人権宣言規定の内容は課税承諾権といってもよいし、納税者基本権(北野弘久教授)といってもよい。そうすると、人権宣言14条は、代表者が定めた法律で市民の有する課税承諾権がすべて実現し尽すとはいいないことになる。言い換えるなら、代表者による課税承諾権の実現と共にそしてつねに同時に代表者によらない市民個人の課税承諾権が存在し機能する。こうした人権宣言の思想背景を以下検討してみよう。

〈2〉 フランス革命やアメリカ革命の市民的憲法思想に影響を与えたものにロック<sup>22)</sup>がある。ロックは「生命・自由および資産」を「総括的に」所有(property)」と呼ぶ(第123節)。そして「最高権(supreme power)は、何人からも、その所有の一部といえども、その者自身の同意なしにとることはできない」と述べ、その理由として、政府の目的は「所有の維持(preservation of property)」にあり、「そのために人が社会を取結んだ」からだという(第138節)。そして彼は税金に関して次のようにいう。「政府は多額の賦課金(charge)を課さないでは存在し得ないこと、その保護の恩恵に与っている者はそれぞれ自分の財産から政府維持のための分担金を支払うべきであるということはほんとうである。けれどもこの場合にもやはり、自分自身の同意、すなわち彼ら自身によるにしても、あるいはその選んだ代表者によるにしても、その多数者の同意がなければならぬ。何故ならもし何人でも、人民の同意を得ないで、自分自身の權威によって人民に租税を賦課するという権力を要求するならば、彼はこれによって所有の根本法(fundamental law of property)を侵害し、政府の目的を破壊することになるからである(第140節)。」  
「人民の所有に対しては、彼ら自身またはその代表者によって同意が与えられた場合の他、租税を課してはならぬ(第142節)。」

ロックはこうして租税賦課を「人民の同意」にかかわらせる。この人民の同意とは、人民自身と人民の代表者との両方の同意を含んでいる。いずれにしろロックは社会契約によって所有(権)(property)を維持しようとしている。そしてこの所有を維持する目的で賦課金すなわち租税を肯定する。かかる租税を課する場合の人民の同意が、社会の与えた「信任」(trust)と「神と自然の法」との立法権に課した限界である(第142条)。つまりロックのいう最高権も立法権も「ある特定の目的のために行動する信託的権力(fiduciary power)」にすぎない。それゆえに「立法権がその与えられた信任に違背して行為したと人民が考えた場合には、立法権を排除または変更し得る最高権が依然としてなお人民の手に残されている」(第149節)。このようにロックは、国家権力が人民の信託的権力であること、その行動は人民の「所有の維持」に規定されていること、かかる目的と手段の関係が破られた場合に抵抗権と革命権が正当化されることをいう。

本稿のかかわりで先のロックの主張を考えると、人民すなわち国民は、租税を「所有の維持」のために肯定しながら、その租税徴収はつねに国民によって監視され統制されている。かくして「所有の維持」に役立たない租税徴収が非難されるのは、それゆえに社会契約論の本質に由来するといわなければならない。

〈3〉 こうしてフランス人権宣言14条にしろ、ロックにしろ、それらに共通する近代立憲主義思想は、納税義務が国民代表者を通じてすべて実現し尽くすとは決していわない。国民は代表者が行った国民の納税義務実現方式に、つねにしかも本質的に「所有の維持」のために留保条件をつけている。その場合、一定の財貨が租税として徴収されること自体を否定するのではない。むしろそれを肯定しながら、しかもなおいけばその徴収された財貨について国民は信託する地位つまり信託的地位をもち続けているというわけである。こうしてみれば、近代立憲主義思想は、自然権思想に立って国民主権論と権利論を展開するから、納税義務

に関しても、それは、主権者たる国民にとって外在的他律的受動的な服従義務とは全く異質である。かえて国民は、自然権としての「所有の維持」のためなら、内在的自律的能動的参政権的な政府維持の負担を相互に負うというべきである。こうした説明は集約的に言えば、受動的な服従受忍義務から能動的参政権的な義務論への転換である。この転換は、明治憲法の臣民とその権利義務の本質からは説明できないところである。重ねていえば、それは、国民主権と自然権思想によって説明されるべきものである。

〈4〉 ロックでは租税が「人民の同意」に基づく所有権の剝奪行為であった。そこで本稿は租税を所有権とかかわらせて考えてみたい。従来憲法30条は同29条と関係なく論じられて来たように思う。例えば次の説明を見てみよう。

「国家は国家活動を行うために要する費用の財源を国民の出捐にまたなければならぬ。そして貨幣交換経済による資本主義経済体制においては、国費の財源を主として国民の租税に求めなければならぬ。従って、たとえ憲法の規定がなくても、納税の義務は国家構成員たる国民の当然の義務である。」<sup>23</sup>

先の納税義務の規定はごく普通に見い出される。このように一般的には、納税義務の国民の出捐の義務の側面が強調され、近代的立憲主義的な課税承諾の信託的地位の側面は全く言及されない。すでに見た美濃部、田中の説明もその点で同じである。

〈5〉 次に、以上の近代立憲主義的な課税承諾の信託的地位に基づいて日本国憲法30条の解釈を試みてみよう。

近代立憲主義思想も、伝統的通説的立場と違った意味で国民の納税義務を当然視する。その場合、憲法30条の納税義務は、憲法29条の財産権の保障と密接にかかわって来る。すなわち、ロックがいったように、憲法29条1項は「財産権は、これを侵してはならない」とその権利の自然権的性格を語り、しかし同時に、同2項は「財産権の内容は、公共の福



社に適合するやうに法律でこれを定める」という。したがって憲法は財産権の自然権的性格を前提しつつ、財産権の内容の法律による具体化を肯定し、憲法30条の納税義務の場合も、かかる法律による具体化の中に包含されるといえないだろうか。もしもそういえるなら、憲法30条は憲法29条1項の財産権の自然権的性格を根本的に共通に有して、それらには、したがって自然権特有の信託的地位が機能し続けるといわなければならない。したがって、立法者が法律制定によって国民の納税義務を実現しても、それは部分的にしか実現していないのである。それゆえに国民は、租税関連法規に拘束されつつも、それを統制する地位を決して失うことはない。かかる憲法内在的な、納税にかかわる信託的地位は、具体的な租税徴収にかかわる手続の形式的適法だけでなく、徴収の根本目的すなわち「国の各般の需要を充たす」（財政法1条）ことの実質的適正をも視野に入れるであろう。例えば国の財産の支出と利用に制限を課している憲法89条もこうした意味で理解される。また、当局が形式的手続的に適法に租税を徴収しながら、政府関係者が私腹を肥やし公費を乱費するなどの事態が継続化恒常化するに至った場合、国民は租税の信託的地位に基づいて徴収目的の実質的適正を問うてよいと思う。

### III

ところで歳入と歳出に関して次のような判例がある。すなわち自衛隊違憲税金返還請求事件山形地裁米沢支部昭和58年4月22日判決<sup>90</sup>は次のような被告国側の主張を容認している。

国費の支出は「国会で議決された歳出予算に基づいて執行されるもの」である。他方国の歳入は「法令に基づいて徴収又は収納される」ものである。すなわち憲法上国民の納税義務と予算及び国費支出とは「形式、実質ともに、その法的根拠を異にし、全く別個」であり、両者は「直接的、具体的な関連性を有しない」。

従って「税法の規定に基づき適法に徴収された税金が、仮に憲法又

は法律に違反する国家の行為のために費消される結果となったとしても、それは、その予算の執行たる支出自体が違憲又は違法となるということはありうるとしても、租税の課税、徴収が違憲又は違法となるものではない」。

この意見は、歳入と歳出、租税の徴収と予算の執行たる支出とその法的根拠との相違を理由に、両者の「直接的、具体的な関連性」を否定するものである。以下このような論点について検討してみよう。

〈1〉 第一に、歳入すなわち租税の徴収と歳出すなわち予算支出とは法的根拠を異にするという。たしかに実定法的には租税が租税法により、予算支出が関連法に基づくかぎり、法的根拠が互に異なるというのは行政法上当然といわなければならない。しかしこの法的根拠の相違から関連性の否定にまで行くのは疑問である。

財政法1条によるならば収入とは「国の各般の需要を充たすための現金の支払の財源となるべき現金の収納をいい、支出とは国の各般の需要を充たすための現金の支払」である。したがって収入と支出とは「国の各般の需要を充たす」目的と「現金」の移動という点で密接不可分な関連性を持っている。すなわち法的根拠を異にしながら収入と支出、歳入と歳出とはかかる関連性を否定できない。実定法の技術として関連のある事柄を別異に扱い、別異に体系化するのは決して珍しくはない。

実定法の根拠の相違としていわれていることを考えてみると、租税の徴収に関して徴収権者の国民に対する権限の問題と、予算支出の対外的な権限の問題の区別がある。こうした権限の相違の考え方は、歳入と歳出を異なるものとし、それぞれが国家の意思を実行するというドイツ行政法の伝統的な行政官庁理論と国家法人説の反映である。しかし国家と国民の関係のみを限り、国民にとって行政官庁間の相違とは、一連の行政過程の国家機関の義務の連鎖の一コマでしかない。例えば、各省各庁の長は、国民から徴収したその所掌に属する収入を、国庫事務を扱う日本銀行に収納しなければならない(会計法2条、34条)。そして大蔵大臣

は、国庫金等を勘案し、各省各庁の長の提出した支払計画の承認に関する方針を作成して閣議決定を経る(財政法34条)。各省各庁の長は閣議承認された支払計画に基づいて支出する(会計法10条)。このように歳入と歳出とは機能的な行政過程に注目したとき、権限の切断的な異なる側面だけでなく、実定法的には互に「直接的、具体的な関連性」を有するのである。したがって国民は、租税の徴収を肯定し、一定の財貨の侵害を甘受し承認しながら、その財貨の行末について信託的地位から監視し異議申し立てすることができなければならない。それゆえに、歳入歳出は「直接的、具体的な関連性」なしというのは、行政法上必ずしも適切な法解釈をしているとは言えないと思う。

〈2〉 第二に、前記判例がいうように、租税の徴収の形式的適法性と予算支出の違法性が共存する、両立する場合はもちろんある。問題は、予算支出の違法性がはなはだしく、ひいては租税徴収の形式的適法性を越えて実質的違法性にまで至る場合なのである。

① 一つの問題点は、租税徴収の形式的適法性の考え方にある。憲法31条は「何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」という。この条項の解釈として、今日同条項を形式的適法性の保障だけで理解してはならない。例えば第三者没収事件最高裁(大)判決昭和37年11月28日<sup>25</sup>は、密輸に使われた第三者所有の機帆船を関税法によって没収するのに、第三者に「告知、弁護、防禦の機会を与えることが必要であって、これなくして第三者の所有物を没収することは、適正な法律手続によらないで、財産権を侵害する制裁を科するに外ならない」として、関税法を憲法31条と29条1項に反して憲法違反だといっている。このように憲法31条は、形式的適法性と共に実質的適正をも保障すると考えられるから、租税法に基づく租税徴収の形式的適法性の主張だけで、租税徴収にかかわる実質的適正の問題提起を否定排除するのは難しいと思う。すでに述べたように、はなはだしく、あるいは一見明白に予算支出が違法な場合、国民の

租税に由来する収入がかかる目的に支出されるのが、一般人の経験則上明らかな場合、国民が租税徴収段階で徴収自体の違法性を主張するのに極端な不合理は存在しないし、その主張を否定排除する実定法も存在しない。

② 以上は憲法31条の解釈にかかわる。同じことを視点をかえて述べてみる。中世以来の伝統的なキリスト教的生活様式に従って子供を教育してきたアーミッシュ(Amish)と呼ばれるキリスト教の一宗派の親が、子供の義務教育に対する責任を問われたウイスコンシン対ヨーダー事件<sup>69</sup>において、アメリカ合衆国最高裁は、「文面上(on its face)中立な規制が、それにもかかわらず、もしもそれが自由な宗教活動を苦しめるならば、政府の宗教的中立性の憲法上の要請に反するだろう」と判示している。このヨーダー事件の判例法理は、講学上適用違憲と呼ばれるものの一例である。すなわち適用違憲とは、ある法令の具体的事件への適用が違憲と判断される場合に、その法令の規定全体を違憲とせず、その具体的適用の面だけをとらえて違憲と判断する方法である<sup>70</sup>。また視点を変えれば議員定数配分規定の不均衡が争われた事件で、多数意見は配分規定を全体として違憲としながら当該選挙の効力は有効だと、我が最高裁も判示している<sup>71</sup>。これらの内外の判例法理は、歳入歳出をめぐる本件事件に充分適用できるものである。

#### IV 結び

歳入歳出の区別と関連性について、憲法論と行政法論の両方から考察したところ、明治憲法から日本国憲法への憲法原理の転換の認識は決定的に重要だと思う。納税義務の憲法解釈にあたってこの点は核心部分である。それゆえに、憲法原理の転換を考慮しなくてもっばら行政法の論理に事柄を限るのは、問題の矮小化の企てに外ならない。それゆえに日本国憲法の憲法原理を踏まえて納税義務も租税法も行政法も解釈されるべきである。従来等閑視されてきた本件事件のような領域に、憲法原

理とそれに基づく行政法理論を新たに展開することは可能だと思う。

以上のような検討を試みたところ、歳入と歳出の関連を排除するものがドイツ行政法の伝統的な行政官庁論と国家法人説であると指摘せざるを得なかったが、まさにこの理論は、憲法原理の転換を考慮に入れない19世紀ドイツ的自由主義の産物である。それは立憲君主制の下で行政権の自己抑制をはかるのに都合がよかった。しかし今日憲法の基本的人権は、一切の国家権力を直接拘束しその価値実現を求めてやまない性質のものである。かかる面からするなら、歳入と歳出を技術的に区別しながらも国民の権利保障のためには関連させて考えなければならないと思う。

## 注

- (1) 本稿は、良心的軍事費拒否事件で、原告のために東京地方裁判所に提出された鑑定書(1986)の写しである。読者諸氏の批判と検討を得たく、ここに公表する次第である。但し、本紙「社会科学ジャーナル」のスタイルに合わせるべく、一部改変したことを付け加えておきたい。
- (2) 美濃部達吉『憲法撮要・全』有斐閣、1929(1923)年。
- (3) 同上、168頁。
- (4) 同上、169頁。
- (5) イェリネック「主観的公権論」(Georg Jellinek, *System der subjektiven öffentlichen Rechte*, 2. Aufl., 1905 [Wissenschaftliche Buchgesellschaft, Darmstadt, 1963])。
- (6) 美濃部、前掲書、169-170頁。
- (7) 同上、171頁。
- (8) 同上。
- (9) 『行政法提要・下』有斐閣、1942(1924)年。
- (10) 同上、616頁。
- (11) 田中二郎『新版行政法・下』弘文堂、1964(1954)年。
- (12) 同上、553頁。
- (13) 同上、552頁。
- (14) 同上。
- (15) 同上。
- (16) 美濃部、前掲書、617頁。
- (17) 同上。
- (18) 同上、616頁、傍点筆者。

- (19) 同上, 617頁, 傍点筆者。
- (20) スメント「ボン基本法による国家と教会」(Rudolf Smend, „Staat und Kirche nach dem Bonner Grundgesetz,“ 1951, in: Rudolf Smend, *Staatsrechtliche Abhandlungen und andere Aufsätze*, 2.Auflage, Duncker & Humblot, Berlin, 1968, S.411ff.
- (21) Konrad Hesse, „Der Bedeutungswandel der kirchenpolitischen Artikel der Weimarer Reichsverfassung“ (1961), in: Helmut Quaritsch und Hermann Weber, Hrsg. von, *Staat und Kirchen in der Bundesrepublik*, Staatskirchenrechtliche Aufsätze 1950-1967, Gehlen, Bad Homburg v.d. Höhe, Berlin, Zürich, 1967, S.221ff.
- (22) ロック『市民政府論』John Locke, *Two treatises of civil government* (1690), Everymans' Library, London, 1970 (1924).
- (23) 末川 博編『新訂法学辞典』日本評論社, 1958年, 835頁。
- (24) 『判例タイムズ』, 501号, 1973年, 191頁以下。
- (25) 刑集16卷11号, 1593頁。
- (26) *Wisconsin v. Yoder*, 406 U.S. 205, 220 (1972).
- (27) William Durland, *People pay for peace, a military tax refusal guide for radical religious pacifists and people of conscience*, Center Peace Publishers, Colorado Springs, 2nd edition, 1984, p.70.
- (28) 芦部信喜「違憲判断の方法」『別冊ジュリスト』69号 憲法判例百選II, 1980年, 336頁参照。
- (29) 最高裁(大)判決昭和51年4月14日民集30卷3号, 223頁。

**DIFFERENCE AND RELATION BETWEEN REVENUE  
AND EXPENDITURE IN JAPAN**

◀ Summary ▶

Norikatsu Sasagawa

This paper was written and presented as an expert opinion to the District Court of Tokyo in order to support a plaintiff of the Conscientious War Tax Refusal case 1986. But, I would make it open to the public for people to read and criticize it academically.

The defendant, the Japanese state says that revenue and expenditure are different, because each of the related laws is different formally and materially, i. e., the revenue is the money collected under the provisions of the tax law on the one side and the expenditure is money expended under the provisions of the another laws on the other, so that tax law does not become unconstitutional, though public money were spent unconstitutionally. Surely in Japan like in Germany, revenue and expenditure are grounded upon a different legal basis and understood irrelevantly one another.

But, are revenue and expenditure really irrelevant ? Rather do they not have an important relation mutually ?

In respect of the problem I think that we can and must affirm relation together with difference between revenue and expenditure. The traditional and prevailing interpretation of the laws relating to tax and expenditure emphasizes the difference from a point of view of obligation to pay taxes of the Japanese Constitutional Law just like the Meiji Constitutional Law, the former. But, it may ignore the fundamental changes of the constitutional principles from a sovereignty of the Emperor to a sovereignty of the nation. According to the changes we

ought to interpret the obligation to pay taxes of the Japanese Constitutional Law from a modern constitutionalism, i. e., especially that all the powers of the state are a fiduciary power from the people and the people have never lost it to watch and control the way by which public money shall be spent. Today I think that the obligation to pay taxes of the Constitutional Law ought to be interpreted such as the inherent and inalienable rights which restrict the state powers.